

< 裁判員制度 > …… 続き

◆ 角度を変えて考えると…

< 裁判員法 第 58 条 >

刑事訴訟法第二百九十二条の二
 第一項の規定により被害者又はその法定代理人（被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において同じ。）が意見を陳述したときは、裁判員は、その陳述の後に、その趣旨を明確にするため、当該被害者又はその法定代理人に質問することができる。

◆ つまり、これまで新聞紙上などを賑わした多くの事例でもあった「聞き入れられないままに過ごされてきた“遠い被害者あるいは遺族の声”」が、一般市民から選ばれた裁判員により、< 被害者や遺族に質問 > するという形によって日の目を見るとも言えるわけである。

◆ 一般市民の目と手で…

一般市民という立場で…

一般市民の感情を持った…

裁判が出来るわけである。

◆ いつ出頭命令が来るか分かりませんか？

裁判員をきめる手続きの中で、嘘をついたり書いたりして逃れようとしてはいけません。

◆ 懲役刑があなたを待っています…！

法務省

法務省は 24 日「裁判員になることを辞退できる理由< 辞退事由 > の 6 項目を定めた< 政令案 > を公表した。

これは、法の成立過程で「人を裁きたくない人は辞退できるようにすべき」という自民党一部が批判したことで、政令案で思想・信条を理由にした辞退を認めるか否かが焦点となっていた。

その結果、< 6 > に示すような包括的表現となっており、裁判官が個別の事情に応じて判断する余地を残した。このため、辞退の申し出が妥当か否かの判断は、各裁判所に委ねられることとなる。

< 10 月 25 日産経新聞 > より

◆ 裁判員の辞退理由 6 項目

1. 妊娠中または出産から 8 週間以内
2. 日常生活に支障がある別居の親族または親族以外の同居人を介護・養育する必要がある。
3. 配偶者（事実婚も含む）や直系の親族、兄弟姉妹や同居人が、重い病気や傷害で通院や入院する際に付き添う必要がある。
4. 妻（事実婚も含む）または子の出産に立ち会ったり、出産に伴う入院に付き添ったりする必要がある。
5. 住所または居所が裁判員の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に出席することが困難。
6. そのほか、裁判員の職務を行ったり候補者として選任手続きに出頭したりすることで、自己または第三者に身体上、精神上、経済上の重大な不利益が生じると認めるに足る相当の理由がある。

【高田鉄也】



裁判員制度

デジタルラジオ 気になるキーワード

デジタルラジオとは、正式には「地上デジタル音声放送」と呼ばれるもので、デジタル方式の無線局を使ってラジオ放送サービスを行うものを指す。現在行われているラジオ放送（AM もしくは中波と呼ばれるラジオ放送や FM 放送）とはまったく別の新しい放送で、音楽 CD 並みの高音質放送、文字や画像情報をとまなうデータ放送など、多彩なサービスを受けることができる。

現在、東京と大阪で実用化試験放送が行われており、首都圏では東京・千葉・埼玉・神奈川のそれぞれ一部の地域 700 万世帯が、近畿圏では大阪・京都・奈良・兵庫のそれぞれ一部の地域 420 万世帯がその対象になっている。電波の周波数としては、現在のアナログテレビの第 7 チャンネル帯（190.214286MHz を中心とした約 4MHz 帯）が使われていて、東京地区では総合 2.4kW、大阪地区では総合 240W の出力で放送されている。もちろん、現行のラジオと同様に無料で聴くことができる。

デジタルラジオを聴くには専用の受信機が必要だ。2007 年 4 月 12 日現在では、パソコン向け USB 接続タイプチューナーとしてピクセラから「PIX-ST050-PU0」が、デジタルラジオ受信機能を搭載した携帯電話として KDDI から「W44S」、「W51T」、「W52T」、「W51SH」が、PC カードタイプとしてエスケイネットから「SK-DRC1000」などが発売されている。なお、地上波テレビ放送は 2011 年 7 月 24 日までにデジタル放送に完全移行し、アナログ放送は終了が予定されているが、ラジオ放送については、従来のアナログ放送が終了となる予定は現在のところない。

デジタルラジオは、1998 年に総務省（旧郵政省）の地上デジタル放送懇談会で提出された報告書の中に盛り込まれたのがきっかけとなって、その準備が始まった。この報告書の中で、地上放送が 21 世紀においても情報通信メディアとして国内の文化、経済、社会等に大きく貢献するためには、デジタル化が緊急の課題であると認識され、地上デジタル音声放送の導入の在り方についてその方向性が明記されたのである。これを受けて、既存のラジオ放送局各社では、2001 年 10 月に社団法人デジタルラジオ推進協会を設立、2003 年 10 月には地上デジタル音声放送の実用化試験放送が開始された。さらに 2005 年 7 月には、TBS R&C、文化放送、ニッポン放送、エフエム東京、J-WAVE の 5 社が集まってマルチプレックス事業を行う「マルチプレックスジャパン」の発起人会が設立された。というのも、デジタルラジオでは現在のラジオのような 1 事業者 1 免許というスタイルではなく、複数の事業者が共同で無線局設備を持つコンソーシアムに免許を与えるというマルチプレックス方式が採用されることになっているからだ。しかしその後、総務省では 2011 年以降の VHF/UHF 帯の周波数割り当てを総合的に再検討することになったため、マルチプレックスジャパンの発起人会は一旦解散されることになった。ただし、2011 年までデジタルラジオの試験放送が継続されることに変わりはない。